

国立大学法人滋賀大学新型インフルエンザ対策行動計画

1. 基本方針

近い将来出現するとされる新型インフルエンザへの罹患者・死亡者を最小限に抑え、大学が果たすべき教育・研究・社会貢献への新型インフルエンザの影響を可能な限り少なくするため、権限と責任を伴った組織および体制を作り、その指揮下で学生・教職員が大学として秩序ある行動ができるよう、国や滋賀県の新型インフルエンザ対策行動計画および指針に沿って、本計画を策定する。

2. 新型インフルエンザの定義

(1) 法律で定められた新型インフルエンザの位置づけと扱い

感染症における分類では指定感染症であり、感染症法では1類から3類の扱いに準ずる。学校保健安全法では第一種の感染症とみなされ、医師が伝染のおそれがないと認めるまで出席停止である(附表(1)(2)参照)。

(2) 新型インフルエンザの発生段階

発生段階については、国および滋賀県の判断に従う。

発生段階		状 態
前段階（未発生期）		新型インフルエンザが発生していない状態
第一段階（海外発生期）		海外で新型インフルエンザが発生した状態
第二段階（国内発生早期）		国内で新型インフルエンザが発生した状態
第三段階		国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
（各都道府県の判断）	感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
	まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態
第四段階（小康期）		患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

3. 組織の設置と管理体制の整備

(1) 滋賀大学新型インフルエンザ対策会議（以下、「対策会議」）

- ① 新型インフルエンザ前段階で設置する。
- ② 対策会議の構成は、下記のとおりとする。
委員長 学長
委員 理事、学部長、保健管理センター所長、対策会議が必要と認めた者
なお、対策会議には関連する部局の課長、事務長が陪席する。
- ③ 対策会議は必要に応じて随時開催し、会議の運用については別に定める。

(2) 新型インフルエンザ対策ワーキンググループ（以下、「WG」）

- ① 新型インフルエンザ対策会議の下にWGを設置する。
 - ② WGの構成員に作業主任、作業副主任を置き、その他WGが必要と認めた者および事務職員によって構成する。作業主任は理事（教育・学術担当）、副主任は保健管理センター所長をもって充てる。
 - ③ その他、WGの運用については別に定める。
- (3) 新型インフルエンザ危機対策本部（以下、「危機対策本部」）
- 第1段階（海外発生期）に移行した時点で、(1)の対策会議を危機対策本部に切り替える。
- ① 危機対策本部は学長を本部長とし、以下の者を本部員とする。
理事、学部長、保健管理センター所長
 - ② 危機対策本部に副本部長を置き、本部長が指名する理事をもって充てる。
 - ③ 危機対策本部の実施する会議には、(1)②の部課長が陪席する。
 - ④ 危機対策本部に関する事務は、関係部局の協力を得て、学生支援課が行う。

4. 組織の機能

(1) 前段階（未発生期）における組織の機能

- ① 対策会議は、新型インフルエンザに関する情報・提言を受けて、本行動計画の改訂を含め、必要な検討を随時行う。
- ② 検討に当り、必要な作業をWGに命じ、作業結果の報告を受ける。
- ③ WGの報告等に基づいて、大学の取るべき方策を判断し全学に周知する。

(2) 第1段階（海外発生期）以降における組織の機能

- ① 行動計画に従い、危機対策本部を設置する。
- ② 危機対策本部は、学生・教職員の被害を防止もしくは最小限に抑えると共に、大学の機能への影響を可能な限り少なくするため、適切な判断・対処を行う。
- ③ 新型インフルエンザの沈静化および対処の終了をもって、危機対策本部を解散する。

5. 新型インフルエンザ情報の収集・伝達・公表（図1参照）

(1) 新型インフルエンザ情報の伝達体制の確立

- ① 学生・教職員に迅速に伝達する必要がある情報については、学内一斉配信メールにより直ちに発信する。また、同時に公表するものについてはホームページに掲載する。
- ② その他、重要な事項に関する情報については、部局ごとに学生・教職員に対して、電子メール、電光掲示板、ポスターなどにより伝達する。
- ③ 学生の保護者に対する個別連絡は部局毎に行う。
- ④ これらの情報伝達が円滑に行われるように、学生のメールアドレスの把握、保護者への連絡体制の整備を行う。また、職員については「国立大学法人滋賀大学総括緊急連絡網」及び「部局別緊急連絡網」を活用する。
- ⑤ 大学本部（彦根）と他地区との連絡
流行まん延により遠隔地間の移動が好ましくなくなった場合を想定して、遠隔会議システムが正常に稼働するようメンテナンスを行う。
- ⑥ 新型インフルエンザに関して本学から対外的に発信する情報は、総務課広報室で一元管理し、発信する。

(2) 保健管理センターの役割

- ① 厚生労働省、文部科学省、外務省、滋賀県および県教育委員会の発する情報を関連部局の協力を得て、常時収集・管理し、必要に応じてこれらの情報を対策会議または学生・教職員に提供する。
- ② 学生・教職員に患者が発生した場合は、各部局で情報を把握し、部局は逐一保健管理センターに報告を行う。保健管理センターは、危機対策本部に至急情報を提供する。
- ③ 保健管理センターの業務が円滑に行われるよう、各部局において予め新型インフルエンザ連絡担当者を複数名指名しておく。また、連絡方法は原則としてメール配信またはファックス通信によるものとし、保健管理センターに専用のアドレスを設ける。患者発生状況は、プライバシー保護に配慮しつつ定期的に本学ホームページに掲載公表する。

(3) 外国人留学生・研究者への配慮、海外留学している日本人学生・研究者への対応

- ① 日本語の理解が不十分な留学生への重要事項の伝達は、学術国際課において、予め日本語のわかる友人等のネットワークを確認・把握しておく。
- ② 外国人研究者への重要事項の伝達は、当該部局の教員の支援が必要と考えられるため、予め支援を担当する者を決めておく。
- ③ 海外に留学している日本人学生および研究者については、所属する各部局、学生担当係、学術国際課において、あらゆる手段で連絡が取れるようにしておく。

6. 教育研究活動の継続の可否に関する措置等

(1) 休校措置等

新型インフルエンザが発生した場合、もしくは流行状況により、大学として休校・閉校（定義は附記参照）する必要がある。

これらの措置は、危機対策本部が諸行政機関からの指導あるいは独自の判断で行う。

また、休校・閉校解除については、諸行政機関からの情報を参考に危機対策本部が判断決定する。

☆ 休校措置となる場合を想定し、以下の事項を検討確認しておく。

- ① 学生では公欠、教職員では特別休暇に関する取り決め
- ② 休校期間の必要職員およびその員数
- ③ 閉校に関する判断基準
- ④ 休校解除の判断基準
- ⑤ 休校期間の授業補償に関する取り決めと授業の再開方法

☆ 各部局は閉校時にも必要な研究活動（実験動物の維持など）、大学機能（IT など）の維持、管理のために必要な職員のリストを作成する。危機対策本部はリストを元に、閉校時に必要な職員、継続の必要な研究活動を選定する。

(2) 入学試験の延期に関する判断基準

(3) 学生寮の管理運営

帰省できなかった学生への支援

(4) パニックおよび差別偏見の防止

流行の襲来によるパニックおよび罹患者への差別偏見がおきないように、平時に新型インフルエンザに関する教育活動を行う必要がある。

7. 段階ごとの対応

(1) 前段階（未発生期）

- ① 新型インフルエンザ発生時危機管理に関する啓発と周知
 - 1) 新型インフルエンザの感染様式と予防に関する基本的事項
 - 2) 新型インフルエンザ危機への大学の体制整備
 - 3) 大学休校、閉校時の生活維持について各部局で検討
 - 4) 海外感染症情報の発信と渡航時注意喚起
- ② 大学からの情報伝達方法および大学への罹患情報伝達方法の整備
- ③ 休校・閉校措置とそのシミュレーション
 - 1) 休校時も継続可能な研究業務の選定
 - 2) 閉校時にも継続が必要な研究あるいは管理業務および人員の選定
- ④ 学内での患者発生時の対応マニュアルの作成
- ⑤ 生活必需品、感染防止用品、登校が必要な職員用インフルエンザ予防薬などの備蓄
- ⑥ 発熱外来の設置される医療機関や公共施設等のリスト作成

(2) 第1段階（海外発生期）

- ① 危機対策本部の立ち上げ
- ② 新型インフルエンザに関する情報発信
 - 1) 海外での発生状況
 - 2) 新型インフルエンザの症状、感染様式
 - 3) 予防策（手洗い、うがい、マスクの励行指導）
- ③ 必要な物品（日用品）の備蓄
- ④ 患者発生国または周辺国への渡航自粛
- ⑤ 患者発生国または周辺国からの帰国者への対応
 - ☆帰国者については原則出席・出勤停止とし、定期的に連絡を取り、外出しないように指導する。発熱した場合は受診すべき発熱外来の指示など必要な指導をおこなう。
 - 1) 感染の拡大防止を目標として、早めの出席・出勤停止措置をとる
 - 2) この欠席・欠勤は、修学・勤務評価上の不利益を受けないように措置
 - 3) 帰国者に関する情報を各部局を介して保健管理センターに集約する
- ⑥ 患者発生国または周辺国に滞在する学生・教職員の把握、退避・帰国の検討
- ⑦ 入学試験延期等に関する検討
- ⑧ 研究継続のための特別体制の検討

(3) 第2段階（国内発生早期）

- ① 学内一斉配信メールによる第2段階への移行周知
- ② 新型インフルエンザに関する情報発信
 - 1) 国内での発生状況
 - 2) 新型インフルエンザの症状、感染様式
 - 3) 予防策（手洗い、うがい、マスクの励行、人込みを回避指導）
- ③ 入学試験の取扱い等の検討
- ④ 休校準備、講義、実習、課外活動などの中止の検討
- ⑤ 職員の特別勤務体制準備、学会等への参加自粛

- ⑥ 海外渡航禁止
- ⑦ スポーツ大会等行事の禁止
- (4) 第3および第4段階
 - ① 学内一斉配信メールによる第3段階の移行周知
 - ② 休校実施
 - 1) 寮生・下宿生に早めの帰省を勧奨（留学生もこれに準ずる）
 - 2) 休校中は外出、集会等への出席を控えるよう学生に通達・指導
 - ③ 職員の特別勤務体制
 - I T 関連など管理の継続が必要な者の選定
 - それ以外の教職員は可能な限り以下の勤務形態を行う（在宅勤務、対面による会議を避けテレビ電話会議、ラッシュ時の通勤、公共交通機関の利用回避）
 - ④ 閉校の検討
 - ⑤ 研究継続のための特別体制開始
 - 閉校時にも継続が必要と認められた活動以外の自粛(大学院生は原則として来学禁止)
 - ⑥ 学会など集会への参加自粛
 - ⑦ 入学試験延期
 - ⑧ 滋賀県の感染状況に関する情報収集、ホームページによる広報
 - ⑨ 学内患者発生の情報収集
 - 感染者および接触者に関する情報を各部局で収集、保健管理センターに集約し、近隣医療機関、保健所等と連携をとる。
 - 1) 学生：学部、学籍番号、氏名、性、生年月日、発症月日、症状、療養場所、受診医療機関、連絡場所と方法
 - 2) 教職員：所属部局、氏名、性、生年月日、発症月日、症状、療養場所、受診医療機関、連絡場所と方法
 - 3) ホームページへの学生・教職員患者発生状況掲載
 - ⑩ 一人暮らし学生への支援
 - ⑪ 感染者への接触者に対する相談応需
 - なお、保健管理センターへの受診は原則禁止。学内に相談窓口を設置し、電話やメールによる相談・問い合わせを受け付け。このことを学生や職員に周知。
 - ⑫ 流言・誤情報への対処や保護者、マスコミなどへの対応について専門職員の確保
 - ⑬ 発病後治癒者の把握とボランティア活動の依頼
 - ⑭ 休校・閉校の解除検討

附記（1）

【休校と閉校の定義】

大学休校：講義、実習・実験、サークル活動、ボランティア活動の停止、および学内の商業施設の閉鎖。学内のライフラインはすべて正常機能を保ち、中断により支障を来すような実験は継続できる。

大学閉校：行政からの指導または大学の自主判断で、実験生物の飼育を除いたほとんどの機能を停止した状態で、キャンパス内への出入りは原則禁止。キャンパスを管理する必要最小限の職員が入構できる。

附表（１） 【感染症法による感染症の類型と新型フルの位置づけ】

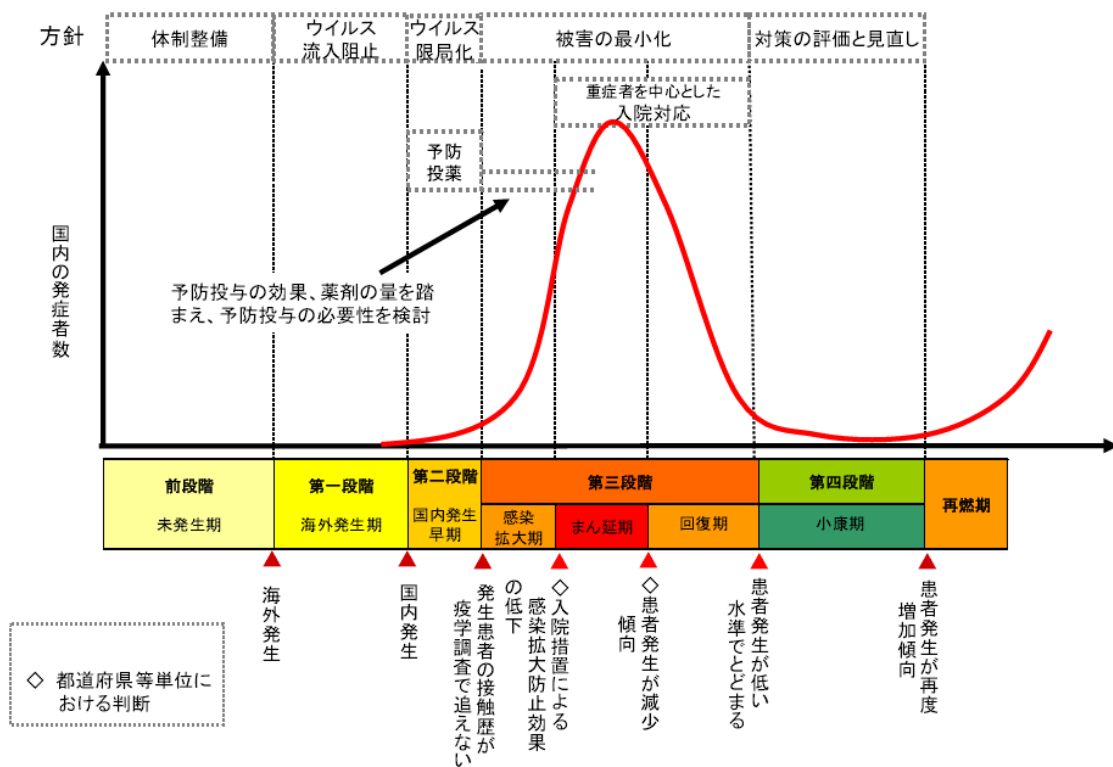
類 型	感 染 症		備 考
1 類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そ う、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラ ッサ熱		感染力、罹患した場合の重篤 性等に基づく総合的な視点か らみた危険性が極めて高い感 染症 医療費：入院は公費
2 類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼 吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルス であるものに限る）、鳥インフルエンザ (H5N1)		感染力、罹患した場合の重篤 性等に基づく総合的な視点か らみた危険性が高い感染症 医療費：入院は公費
3 類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス		感染力、罹患した場合の重篤 性等に基づく総合的な視点か らみた危険性が高くないが、 特定の職業（食品を取り扱う ような職業）への就業によっ て感染症の集団発生を起こし 得る感染症 医療費：保険診療
4 類感染症	E 型肝炎、A 型肝炎、黄熱、Q 熱、狂犬病、 炭疽、鳥インフルエンザ (H5N1 は除く)、ボ ツリヌス症、マラリア、野兔病、そのほか政令 で定めるもの。		これまでの 4 類感染症のう ち、媒介動物の輸入規制と、 消毒、ねずみ等の駆除、物件 に係る措置を講ずることがで きる感染症
5 類感染症	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）、ウイルス性肝炎（E 型肝炎、及 び A 型肝炎を除く）、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器 クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、そ のほか省令で定めるもの。 従来どおり発生動向調査のみを行う感染症（全数と定点）		
新型インフル エンザ等感染 症	新型 インフル エンザ	新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを 病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に 対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急 速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそ れがあると認められているものをいう。	
	再興型 インフル エンザ	かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行 することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定 めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当 該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全 国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を 与えるおそれがあると認められるものをいう。	

附表（２） 【学校保健法による伝染病の種類と新型フルの扱い】

種類	伝染病	備考
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア及び重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）	学校等の長は、治癒するまでの間（医師が伝染のおそれがないと認めるまでの間）、出席停止の措置を講じることができる。
第二種	①インフルエンザ、②百日咳、③麻疹、④流行性耳下腺炎、⑤風疹、⑥水痘、⑦咽頭結膜熱及び⑧結核	出席停止期間：①解熱後２日まで、②特有の咳が消失するまで③解熱後３日まで、④耳下腺の腫れが消失するまで、⑤発疹が消失するまで、⑥すべての発疹がかさぶたになるまで⑦主要症状消失後２日まで、⑧伝染の恐れがなくなるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の伝染病	
指定感染症	新型インフルエンザ（H5N1）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項に規定する指定感染症は、第一種の伝染病とみなす。

(参考1)

発生段階：WHO が提示したものを参考に、政府行動計画において決定されたものである。この段階については、WHO フェーズの変更状況も注視しながら、外国での発生状況、国内監視の結果を参考にして、政府の「新型インフルエンザ対策本部」で必要に応じ見直していくこととされている。また、都道府県においては、その状況に応じ柔軟に対応する場合もあり得るため、地域独自の対応が必要となる場合を考慮し、第三段階を3つの時期に小分類し、その移行については国と協議の上で都道府県が判断するものとされている。



(参考2) WHOによるフェーズ

厚生労働省のフェーズ区分は各フェーズ毎に日本国内でイベントが発生している場合をA、非発生の場合をBと分けている。

準備期	新型インフルエンザウイルスのヒトへの感染が見られない。動物のインフルエンザのヒトへの感染リスクは小さい。	フェーズ1
	新型インフルエンザウイルスのヒトへの感染は見られないが、動物で感染があり、ヒトへの感染リスクが高い。	2
危険期	新しいヒト感染が見られるが、ヒトーヒト感染による拡大は見られない、非常に稀に濃密な接触により感染が見られる。	3
	ヒトでの小さな集団感染が認められる。広がり地域的で、ウイルスがそれほどヒトに適合していない。	4
	ヒトでの大きな集団発生が認められるが、広がり未だ地域的で、ウイルスがヒトに適合しつつあるが、完全ではない。	5
流行期	一般のヒト社会の中で感染が増加し、持続している。	6